

重要事項説明書  
介護老人保健施設あわしま訪問リハビリテーション  
(指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーション)  
(令和6年12月1日現在)

1. 事業者の概要

(1) 施設の名称等

- ・事業者名称 介護老人保健施設あわしま訪問リハビリテーション
- ・所在地 鳥取県米子市彦名町1250番地
- ・電話番号 0859-24-1503
- ・ファックス番号 0859-24-1504
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(鳥取県3150280059号)

(2) 介護老人保健施設あわしま訪問リハビリテーションの目的と運営方針

『目的』

(介護予防)訪問リハビリテーションは、要介護・要支援状態にある利用者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

『運営方針』

(介護予防)訪問リハビリテーションにおいては、要介護・要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

(3) 施設の職員体制(介護老人保健施設あわしま)

	常勤・非常勤	業務内容
・医師	常勤・非常勤	利用者の健康管理
・理学療法士等(※)	常勤・非常勤	必要な機能を改善及び減退を防止する訓練

(※) 理学療法士等…理学療法士・作業療法士・言語聴覚士をいう。

(4) サービス提供日 月～金曜日(土、日、祝日、12/29～1/3を除く)

(5) サービス提供時間 8:30～17:30

(6) 通常の実施地域 米子市

2. サービス内容

理学療法士等が、計画に基づき利用者の居宅において、必要なりハビリテーションを行うことにより、生活機能の維持、向上をめざします。

3. 協力医療機関等

当事業所では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
  - ・名称 医療法人 厚生会 米子中海クリニック
  - ・住所 鳥取県米子市彦名町1250番地

◇緊急時及び事故発生時の連絡・報告について

緊急の場合には、契約書にご記入頂きました緊急連絡先に連絡致します。その際は、連絡がつかないことの無いようにご配慮願います。また、緊急連絡先を変更される場合は速やか

に当事業所までお知らせください。

4. (介護予防) 訪問リハビリテーションの禁止行為

- ・利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの取扱い
- ・利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ・利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ・身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除く）
- ・当事業者職員に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

5. サービスの提供にあたって

- ・サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。被保険者証の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- ・利用者が要介護・要支援認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援又は地域包括支援センターが利用者に対して行われていない場合であっても、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- ・医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の診療に基づき、利用者又は家族に説明し、同意を得た上で、(介護予防) 訪問リハビリテーション計画を作成します。作成した計画は利用者へ交付します。計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。
- ・サービス提供を行う職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

6. 業務継続計画

感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため整備を行っております。

7. 虐待防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

8. 身分証携行義務

指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕を行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族からの提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

9. 心身の状況の把握

指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供にあたっては、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

10. 居宅介護支援事業者等との連携

指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター、保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。サービス提供開始の際には、「(介護予防) 訪問リハビ

リテーション計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅会議支援事業者及び地域包括支援センター、主治医に速やかに送付します。また、サービス内容の変更及びサービス提供契約終了時には、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター、主治医に送付します。

#### 1 1. サービス提供の記録

サービス提供日、内容及び利用者の心身の状況、その他必要な事項を記録します。その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。利用者は、事業者に対して保存されているサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。交付に際して発生した費用は利用者の自己負担とします。

#### 1 2. 衛生管理等

サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。また、設備・備品等について衛生的な管理に努め、感染症が発生・まん延しないように委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練を実施します。

#### 1 3. 要望及び苦情等の相談

相談、苦情に対する窓口を常設とし、相談担当者を設置しています。

- (窓口担当者) 介護老人保健施設あわしま訪問リハビリテーション管理者  
(電話) 0859-24-1503 (FAX) 0859-24-1504
- 医療法人厚生会 介護福祉事業部  
(電話) 0859-24-1501 (FAX) 0859-24-1502
- 鳥取県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護サービス苦情相談窓口  
(電話) 0857-20-2100 (FAX) 0857-29-6115
- 米子市役所 長寿社会課  
(電話) 0859-23-5131 (FAX) 0859-23-5012

#### 1 4. 第三者評価の実施について

第三者評価の実施状況 有 ・ (無)

#### 1 5. その他

※当施設についての詳細は、下記までお問い合わせください。

(お問い合わせ先) ☎ 0859 (24) 1503

介護老人保健施設あわしま訪問リハビリテーションについて  
 (指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーション)  
 (令和6年12月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護老人保健施設あわしま訪問リハビリテーションの概要

(介護予防)訪問リハビリテーションは、要介護・要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕に基づき、機能訓練を行うことにより、利用者の在宅生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、(介護予防)訪問リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・ご家族の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容について同意をいただくようになります。

3. 利用料金

事業所利用料(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。)

【要介護】

(1) 基本料(1回あたり) 1週に6回を限度

	1割負担	2割負担	3割負担
訪問リハビリテーション費	308円	616円	924円

(2) 加算

	加算・減算名		1割負担	2割負担	3割負担
①	中山間地域等加算	通常の事業の実施地域を越えた場合、1回につき5/100単位を加算	—	—	—
②	短期集中リハビリテーション実施加算	起算日より3月以内の期間にリハビリテーションを実施した場合	200円	400円	600円
③	リハビリテーションマネジメント加算(イ)	3月に1回以上会議の開催、計画書の見直し等の実施、1月につき	180円	360円	540円
	リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	上記に加え、厚生労働省への情報提出を実施、1月につき	213円	426円	639円
④	リハビリテーションマネジメント加算(医師による計画書説明)	作成した計画書を医師が説明した場合、1月につき	270円	540円	810円
⑤	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	起算日より3月以内の期間にリハビリテーションを実施した場合(1週に2日を限度)	240円	480円	720円
⑥	口腔連携強化加算	口腔の評価を実施し、結果を情報提供した場合1月に1回	50円	100円	150円

	加算・減算名		1割負担	2割負担	3割負担
⑦	訪問リハ計画診療未実施減算	事業所の医師が診療を行わなかった場合、1回につき	-50円	-100円	-150円
⑧	退院時共同指導加算	理学療法士等が退院前カンファレンスに参加し、指導を共同で行った場合	600円	1,200円	1,800円
⑨	移行支援加算	通所介護事業所等への移行等を支援した場合、1日につき	17円	34円	51円
⑩	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	勤続7年以上の者が1名以上いる場合、1回につき	6円	12円	18円
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	勤続3年以上の者が1名以上いる場合、1回につき	3円	6円	9円

※③、⑩は各々いずれか1つを算定します。

※ご利用者の心身状態又は、事業所の人員配置により加算の項目が変わる場合があります。

※加算の変更時には、予め説明を行います。

※退院（所）の日から起算して3月以内の場合は、週12回まで実施が可能です。

【要支援】

(1) 基本料 (1回あたり) 1週に6回を限度

	1割負担	2割負担	3割負担
訪問リハビリテーション費	298円	596円	894円

(2) 加算

	加算・減算名		1割負担	2割負担	3割負担
①	中山間地域等加算	通常の事業の実施地域を越えた場合、1回につき5/100単位を加算	—	—	—
②	短期集中リハビリテーション実施加算	起算日より3月以内の期間にリハビリテーションを実施した場合	200円	400円	600円
③	口腔連携強化加算	口腔の評価を実施し、結果を情報提供した場合1月に1回	50円	100円	150円
④	訪問リハ計画診療未実施減算	事業所の医師が診療を行わなかった場合、1回につき	-50円	-100円	-150円
⑤	12月超減算	12月を超えてサービスを提供した場合1回につき	-30円	-60円	-90円
⑥	退院時共同指導加算	カンファレンスに参加し、指導を共同で行った場合	600円	1,200円	1,800円
⑦	サービス提供体制強化加算 (I)	勤続7年以上の者が1名以上いる場合、1回につき	6円	12円	18円
	サービス提供体制強化加算 (II)	勤続3年以上の者が1名以上いる場合、1回につき	3円	6円	9円

※⑦は各々いずれか1つを算定します。

※ご利用者の心身状態又は、事業所の人員配置により加算の項目が変わる場合があります。

※加算の変更時には、予め説明を行います。

※退院(所)の日から起算して3月以内の場合は、週12回まで実施が可能です。

(3) その他の料金

※その他ご負担頂く費用があります。

(4) 支払い方法

- ・ 毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・ お支払い方法は、現金、銀行振込、金融機関口座自動引き落としの3方法があります。ご契約時にお選びください。

## 個人情報利用目的

(令和6年12月1日現在)

介護老人保健施設あわしま訪問リハビリテーションでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔(介護予防)訪問リハビリテーション内部での利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
  - －利用開始・終了等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

〔当事業所の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当事業所において行われる学生の実習への協力
  - －当事業所において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供

# 介護老人保健施設あわしま訪問リハビリテーション 重要事項説明書同意書

介護老人保健施設あわしま訪問リハビリテーションを利用するにあたり、(介護予防)訪問リハビリテーション重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

<利用申込者>

氏 名 \_\_\_\_\_  
(続柄 )

住 所 \_\_\_\_\_

代筆の場合

代筆理由 \_\_\_\_\_

医療法人 厚生会

担当 説明者 \_\_\_\_\_